



# 年金の裁定請求時に 戸籍抄本の添付を省略 できる手続きがあります

年金受給権者氏名変更届や国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書などの申請書・届書を提出される際に、住民票コードを記入していただくことで戸籍抄本や住民票の添付を省略することができます。

ただし、加給年金対象者がいる場合などは、身分関係や生計維持関係を確認する必要があることから、戸籍抄本( 謄本 )や住民票の写しなどの添付を省略することはできませんので、ご注意願います。

**問 合 先** 岐阜南社会保険事務所 ☎ 273・6161

住民票コードとは平成14年8月5日以降、住所地の市町村から本人に通知された11桁の数字です。

## 国民年金保険料の納付済額について

平成14年4月から国民年金保険料の収納事務が市町村から国( 社会保険庁 )へ変更されたため、納付済額を確認されるかたは、社会保険事務所へお問い合わせください。

なお、電話でのお問い合わせには、**基礎年金番号**が必要です。  
納付済額は、お手元の領収証書でも確認できます。



1. 家の周囲は整理整頓し、屋外灯を付けましょう。
2. ゴミは、指定日に出しましょう。
3. 外出するときは、お隣りに一声かけてから外出するようにしましょう。
4. 共同住宅の廊下、階段

近年、火災件数のなかで放火による火災が増加しています。羽島郡内でも放火または、放火の疑いによるものが、火災原因のトップを占めています。  
では、どうすれば放火による火災を減らすことができるのでしょうか。まずは、身近なことから始め、放火されにくい環境を地域全体でつくりましょう。

## 消防署

みんなで協力！  
放火をなくそう！



5. 車やバイクには、防災製品など燃えにくいボディカバーを使用しましょう。
6. 空き家や物置には、必ず鍵をかけるようにしましょう。

以上のことに気を付けて、一人ひとりの放火に対する自衛意識を高めていくとともに、地域ぐるみ、社会ぐるみで放火による火災のないまちづくりを目指していきましょう。

